

豊前細川藩の「借米」について

桑波田, 興

<https://doi.org/10.15017/2329140>

出版情報 : 史淵. 88, pp.99-122, 1962-07-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

豊前細川藩の「借米」について

桑波田 興

はじめに

筆者は近時豊前細川藩の史料を見る機会にめぐまれたので、同藩に行はれた「借米」「借銀」について知り得た事を二三述べてみたい。茲に謂う「借米」「借銀」は、藩から家中其の他に對して行なう所の貸米銀であつて、「藩から」の意は「藩当局を通じて」の事である。債務者が領内領外から直接に借り受ける所のいわゆる「他借米銀」ではない。貸付の対象は領内領外に互るが、農民を貸付の対象とするものは農政史的観点からの考察が必要であり、筆者の準備と能力を越へた大きな問題であるので、本稿に於ては、主として家中に對して行はれた貸米銀を取扱う事とする。

家中に對する貸米銀は別に豊前細川藩のみに特有の現象ではない。手近な例を挙げれば、筑前黒田藩に於ては、御用記に、

「追而申遣候、家中之者共ニかし候米之儀、当年は上方米高直に候得共、石別ちちミ拾四匁宛之さん用ニ銀子上候ハハ銀子にても調させ可申候也。

慶長十九年十月廿九日

長政御判

小河内藏允殿

豊前細川藩の「借米」について（桑波田）

九九

久野外記殿¹⁾或は

「(前略)新参衆之書立披見候、百石ニ付三石宛かし候、都合七百七拾壹石ニ而候へ共、八百石可相渡候間割合借可申候、米は銘々之涙ニ而大豆ハ下座ニ而可相渡候。(後略)」

七月十七日

如水(花押)

黒田三左衛門殿²⁾(傍筆者以下同じ。)とあつて、家中に

対する藩からの貸米が行われていた事は明白である。

又、秋田佐竹藩に於ても、梅津政景日記に

「一、御供衆之内不叶衆御かねかり申度由申ニ付而、申上、かし申候。(後略)」³⁾とあつて、家中を対象とした貸銀の存在を知り得る。更に、幕府法令の中にも旗本以下の面々で「進退不罷成者」に対し、加増或は借金等を申しつけた事がみえる。⁴⁾封建領主よりする家臣団への貸付は、少くとも近世初期に於ては広く全国的に見られる普遍的現象であつたと云へる。

一

豊前細川藩(以下細川藩と称す。)家中に対して行われた貸付米銀の元米銀所有者は単に藩(藩主)のみではない。管見に入つたものを列挙すれば次の如くである。

1. は云ふまでもない事ながら、藩主忠利である。即ち、「寛永貳年之諸給人并御切米取ノ借状相改、相濟候分ハそれそれへ御奉行ノ返シ可申之旨被成御意、小左衛門甚丞^封符之^封まま拾包被成御出候事³⁾」とあつて、藩の貸付を受ける者は相当多数に及んだ事が推量される。

2. 次に藩主の父で、中津に隠居していた三斎忠興である。「一、三斎様を殿様被成御借用候御米者可被成御返弁候、御家中御侍衆を取立被仰付候て御返弁ノ分、日やけに付而侍衆を不納候米者殿様を御返弁ハ被成間敷旨。(後略)」右によれば、借用者は家中の者のみではなく、藩主忠利自身も亦、借用者であつた事が知られるが、「一、家中之者共にも御借米被仰付又、此方御屋敷手伝之者にも御借米被仰付忝奉存候、借状拙者から上可申候由、式部民部申越候、彼便ニ可致進上候、(後略)」とあるによれば、三斎→忠利→家中の手続によつて貸付が行われた。更に、三斎付の家臣中津衆に対しても「中津衆へ三斎様之御借銀帳巻冊、又御借米之運賃帳一冊中津御奉行衆を持を被差越候(後略)」の如く、三斎からの貸米銀がなされている。

3. は藩主並びに三斎の奥の者達

イ、御万、「中津御奉行衆を書状ニ而被申越候ハ、去々年者御万様之御銀子御侍中へかし被下候、当暮ニ元利共被召上候間来年の御借米小倉御給人衆同前ニ借被下候様ニと被申越候、(後略)」御万は三斎の四女で烏丸中納言光賢室、元和九年御侍帳に於ては、二千石の知行を受けている。右に依つて、中津衆に対する貸付米も基本的には小倉衆同前になされるものであつた事が判明する。

ロ、於上、「御上様之御米十石先年小林勘右衛門ニ借被下候を元利共返上不仕候間、元分十石ハ從殿様御米にて被返遣候間、来年ヨリハ御上様御米ヲ相加へ借付可申事」、於上は何人であるかを詳にしない。

ハ、於こは、「佐渡殿を被仰聞候ハ慶徳院殿へ御こは様を当年被借御米元利御返弁候、当分御藏へ入置度候間、御藏奉行衆へ其分ニ申付候へと被仰聞候、則御かし被成時も惣米方を返上米ノ内を御藏を被借遣候間、其分ニ心得候へと被仰候付栗野伝介へ其分ニ申渡候事。」於こは(古保)は、三斎の次女である。長岡佐渡守興長室となる。

ニ、つばね、「(虫損人名敷)御つばねノ米先年かり申を中津を御催促ニ付知行を召置上納米相済以後返シ可被下通申上

候、（後略）⁽¹¹⁾

4. 家 臣、其 の 他

イ、家臣、「米百石豊齋へ遣候間、我等手前へ請取候て四わりニかし候て可遣候也。

寛永貳年六月十三日御印

奉行中⁽¹²⁾

右の豊齋は、元和九年御侍帳に留守居并伽之者として現れる。知行高百五拾石である。引用史料に於ては、藩主下賜米を四和利の利付で借米させるとのみであつて、貸付の対象等が判然としないが、次例には明らかである。

「差 紙

一、御米貳百五拾石懸斗にて菊野伊織方へ可遣旨被仰出候、此内貳百石者、野田小左衛門豊岡甚丞方、被預置毎年加四和利、御米、ニ相添御家中へ借付、利米ハ、役方、知行、ニ懸申出米、ニ立用仕、残分有之者算用之上を以可被相渡由被成御詫候間、可被得其意所如件。

寛永貳年六月十日御印

北 原 新 十 郎 印判
三 宅 勘 三 郎 印判

（奉行三名略ス）⁽¹³⁾

菊野伊織は、御側衆である。これによると、下賜米は御蔵米と共に、家中に対して貸付けられるのであつて、その利米は下賜米受給者の知行懸米の支出に充てられた事が判る。又、下賜米貸付も、藩有米貸付も共に同利率である事をこの史料は明らかにしている。

右の二例は、下賜米を元米としたものであるが、元米銀の出所の不明なものもある。例えば、「（前略）源六殿（氏家源

六、元和九年御侍帳にて「与外」知行高三千石。米銀共ニ御意を以借付被遣候、(後略)¹⁴の如くである。右に於ては、貸付米銀が元米銀所有者の知行物成から出たものか、或は、前二例の如く藩主下賜米銀から出たものかは判然としない。

口、其の他

「一、彦山僧正御房後室、御息女之米借付被下候様ニ被仰上ニ付御かし付可被遣候間、其段可申旨被仰出。付、内衆よひよせ候て御意旨申渡候事。」¹⁵

「祇 菌 社

参石御供米 六月之湯共ニ 拾石神主 壹石五斗社子式人分

到津八幡御供米

式石五斗五升 但 正月朔日 三月三日 五月五日 三ヶ月分也

篠崎宮尾八幡御供米

式石五斗五升 但 正月朔日 三月三日 五月五日 三ヶ月分也

右者三社領ノ内ニて毎年神主銘々請取、但社領之年貢米も蔵ニ納残分貸ニ成社頭建立」¹⁶

「一書申入候、然者黒田蔵人方知行宇佐御社米之儀ニ付而被押置候分、口明可被申候、御社米之儀埒明申ニ付而如此候条可被得其意候。

(寛永七年)
十二月廿五日

(惣奉行) 修理

兵 庫

助 進

恐々謹言

（郡奉行）
河喜多五郎右衛門殿

釘本半左衛門殿

（中津衆）

尚々、蜂屋隠岐守宇佐御社米かり被申候、御請人ニ藏人方被相立ニ付而被押置候分之儀ニ候間、可被得其意候、以上。¹⁷⁾
元米所有者の判明しているのは、彦山僧正後室、宇佐八幡宮、祇園社、到津八幡社、篠崎宮尾八幡社等である。これら寺社の貸米は、祠堂銭的なもので、貸付取立を藩が代行し、多分に元米所有者に対する恩恵の性格を有している。その他、「（御印）一、此方へ米を預け置候もの、はや利元共ニ請取度と申候者早々返し可申事。」¹⁸⁾の如き記事が存するので、右に列挙した他にも元米所有者が存在したと思はれるが、その全容は把握し得ない。元米銀所有者は右に挙げた如くであるが、これらの米銀の貸付及び、その取立、或は返弁滞分の抛置は藩の行政機構を通じてなされるのであつて、具体的に云へば貸付は借米奉行、取立、滞分抛置は郡奉行を通じてなされるのであるが、これらはいずれも惣奉行の指揮によつてなされるのである。

二

細川藩に行はれた「借米銀」の元米銀所有者は、右に述べた如くであつて、その貸付の対象は、家中、農民、町人、鉾山労働者、諸職人等であるが、町人に対する貸付は寛永三年の例を見ると扶持方の給与に充てるべき米を割いて行はれ、期間は約四〜五ヶ月、利率は一割である。貸付米の総量は三千石であり、上方に定詰になつている者の内で扶持方取の給米をこの貸付米の利米でまかなう事を目的とした。¹⁹⁾寛永二年の「御印並御書出之写」には「一、町人ニ毎年扶持方米を暮にかし春取候事。」²⁰⁾と云う一条が存しているので、寛永三年に行はれた町人に対する貸付米は前年の計画を履行したもの

と見られる。このような財政的目的を有した貸付が計画通り永続的に行はれたか、否かは詳にし得ないが、扶持米の一部を貸付米の利子分によつて支弁せんとする財政的意図をもつた貸付が行はれ、その貸付の対象が町人であつた事は、注目すべき事と思はれる。それは、城下町商業利潤の領主財政への吸収は従来町方諸役の徴収と云う形で実現されて来たのであるが、このような貸付行為は、それに加へて更に強力な商業利潤割取の意図を示しているからである。

次に、呼野採銅所等の鉱山労働者、或は山師床屋等を対象とする貸米であるが、これは諸役、売米代と共に領主にとつて鉱山経営の利益の重要なもの一つである事は周知の事実である。しかし、現在までに筆者が見得た細川藩諸鉱山の経営に関する史料は、その実態を明らかにし得る程のものではないので他日を期する事とした²¹⁾。

次に、農民を対象とした貸付は始に述べた如く暫く措くとして、只、左の事実を指摘しておくにとどめる。即ち、

「(前略)

一、種米之外ハ給人ニ知行遣候とて、弥藏納之米未進とて渡候知²²⁾取立申間敷候、此儀度々申渡置候也。

寛永三、十月三日

右に於ては、藏納地を新知に給せられたる場合、古未進は一切破却し、単に種子米のみを返上すべしと云うのであるが、何故種子米のみを取立てて、古未進は破却するのであろうか、幕藩体制の第一段階とされている慶長寛永期は、領主による農民の全剰余労働部分の収取によつて特徴づけられる²³⁾。従つて近世大名領主が、その農村政策を小農民自立策をもつて基調とするものであるならば、脆弱な生産力的基礎を有する小農民の再生産維持の為に何等かの措置が必要となるが、具体的にはそれが種子米、夫食米となつて現れると考へられる²⁴⁾。更に、この時期の段階的特徴(Ⅱ全剰余労働部分収取)から考へて未進の存在は、自然的災害、或は著しい高兎等を意味するが、いずれにしても未進の全額徴収は必要労働部分の割取を意味し、小農民経営の再生産を困難ならしめる。種子米、未進等の意味する所がかくの如くであれば、新知に

存する蔵納地時代の古未進の強行的収取は給人の経済的基盤をあやうくするものであると云はねばならない。次の史料はこのような危険性が現実のものであつた事を証明している。「(前略)源丞ニ御知行被下候時、古未進有之を悉取立被申候ニ付百姓めけ申由候。(後略)」²⁵⁾ 小農民経営再生産維持の為に投下せられた剰余労働部分ニ種子米のみが返却を求められ、古未進が破却される所以はここに存する。

三

次に、家中に対する貸付についてのべる。まず家臣団の側に於ける借用理由であるが、これは云うまでもなく経済的窮乏である。

「三月十九日 印 印 印」

一、諸御給人衆之内手・前・確・不相成・被及・飢・衆・ニ御米をかし可申ニ忽談相極候、(後略)²⁶⁾
このような状態にたちいたつた理由としてはまず、災害等により給人の経済的基盤たる知行所務の成難き事態が生ずる事。

第二に、藩主の参府に随行する為の負担支弁の為。

第三に、江戸城、大坂城等の普請役負担の為、等が考へられる。第二と第三は通常、給人の役儀と称せられるもので同じ性格のものであるから、家臣団の経済的窮乏の原因としては災害等による知行地の荒廃と役儀負担に二大別できる。左記Aは第一の理由と第二の理由が重合したものであり、Bは第三の理由によるものである。

A、「芦田与兵衛例年ハ御借米かり不被申候へ共、当年ハ知行日ニ焼申候、其上来年御供之管候間、御借米かり申度通理り被申上候、来年御供候間、かし可被申由松本彦之進豊岡甚丞へ申遺候也。」²⁷⁾

B、「(前略)」

一、三斎様御金、金子五百枚有之由被仰候間、来年普請之ために是も家中へ借可申候条、可得其意候、利之儀者京之町な
ミ次第二候事。(後略)²⁸⁾

貸付米の借用の必要が生じた場合に給人は、「手前穢不相成旨」を訴へて、借米銀の申請を為しきへすれば、直ちにその要望が容れられたかと云うに、そこには藩と給人との単なる貸借関係にとどまらない経済的種々の要素が存したものの如くである。

第一に云うまでもない事であるが、貸付は藩主の意志に依つて行はれるのである。²⁹⁾御つて「御前悪敷衆ノ御借米如何可仕候哉と得御意候へハとかくノ御誕無御座候、然上者、御誕御座候迄ハ本年之御借渡之儀、不相成候事。」³⁰⁾の如く「御借米」をうけるには、家臣として失策なき事が要件の一つであつた。

第二に、「御借米」は藩主の家臣団統制の一手段であつた。即ち、

「(前略)」

一、当年之借米百石ニ三拾石かしにて無之候ハハ不成者可在之由、年寄共申越候、それにても不成ものハ先知行請取可申と存候、三十石かし之儀は先沙汰なしニ可仕候、御普請も若延可申も不知候、か様ニ申候ハハ家中由断可参候間、堅隠密可仕候事。

(寛五)

正月 六日

越

忠利(判)

浅山修理殿

田中兵庫庫殿³¹⁾

右に於て、高百石に付て三拾石宛の「御借米」は大坂城御手伝普請を遂行するのに必須の条件となつてゐるのであるが、家中への心理的効果の点から「堅隠密可仕候事」とされている。「三拾石かし之儀」が早急に家中に知れる事に依つて生ずる家中の油断——経済的浪費を廻避し、御手伝普請を滞りなく遂行せしめんとする意図からである。

第三に、藩主の意志によつて、貸付対象の準則が変更された。左記Aは寛永三年正月十日、Bは寛永五年五月三日の「奉書」に拠つてゐる。

A 「御かし米之儀新地取迄ニかし其外ニハまつかし申間敷旨、小左衛門ニ可申渡御意」
（野田）

B 「新敷御知行被下者ニ、其年之御借米御かし被成間敷候、以来其者ノ勝手ニも成儀ニ候と被仰出候。」

A に於て優先的に貸付の対象となつた「新地取衆がBに於ては貸付をうけざる事が、「其者」の経済的安定をもたらする云う理由によつて貸付から除外されている。同一条件にあるものがAとBに於て正反對の取扱いをうけている。Aに於ては貸付米の返弁能力が主要な関心となつて居り、Cに於ては家臣団の経済的安定が問題とされているのである。藩主の意志をかく変化せしめたものは、恐らくはそれぞれの時点に於る藩の財政状態であつたと思はれるのであるが、史料的に明証を得ないので暫く措き、以上三点は近世初期の藩政の特徴をなす藩主独裁の様相を如実に示して居り、藩と給人との貸借關係に経済外的要素を多分に附加するものである。

貸付を受ける手続は、一般的には惣奉行を通じて、藩主の裁許を得ると云う形式をとつた。³³而して、新規の貸付を受ける場合は、以前の「御借米不納」の無き事が要件であつたが、「増借」を受ける場合は請人を立てる事が要求された。³⁵

貸付の利率は、三割〜四割を標準としたようである。³⁶「増借」をうける場合は五割の利率であつた。³⁷當時上方に於ける利足は細川藩資料に散見する所によれば左の如くである。

「一、八喜奎手前不成ニ付京都御借銀之内を被成御借し、自然々々ニ知行物成之内を以可取立との御印、寛五ノ十一

月ニ被成御出ニ付、今度も式貫め余かり被申候、上方利足なみと借状ニ書付させ候、上方之利ハ式年ごし三年ごし二ならてハ不極由、甚承被申候、此前ノ利ノならし年中一己り式歩ニ当候ニ付先左様ニ可た□、い迄究竟候事。」⁽³⁸⁾

「 (前略) 」

一、上方へ上り逗留候者銀子可入由申遣ニ付而、其元にて三和利之米をかり大坂へ上候而上方ニ而老和利五歩之銀子を借り候而之差引仕候へハ、上方ニ而銀子借たるが徳之由、小左衛門猪兵衛申候通得其意候事。^(野田) (後略)。」⁽³⁹⁾

即ち、前者に於ては上方に於ける利率は貸借關係が、二年と三年に亙る長期契約を主とした故に、年利に換算すれば老割式歩に当ると云うのである。後者に於ては、細川藩内 (小倉に於てであろう。) の貸米の利米よりも上方借銀の利子が安い事を示してをり、細川藩家中の上方出張逗留の費用調達は国許で高利貸米を借用するよりも、上方の金利の安い銀を借りたるが利得となるとしている。このように低金利の上方銀が存在するならば、家中の参勤、普請課役の費用の調達は、専らそれにより、三と四割に五割にも及ぶ藩の高利貸付の利用度は非常に限定されてくる筈である。事実、大坂商人小倉屋仁兵衛、塩屋藤左衛門等からの細川藩家中の借銀は相当な量に達していたと思はれる。⁽⁴⁰⁾ しかし、ここで注意されねばならないのは、小倉屋の場合でも、塩屋の場合でも家中への貸付銀の取立が甚だ困難であつて、その為に種々のトラブルを惹起している事である。⁽⁴¹⁾ 例へば、塩屋貸付銀については、

「一、式部少輔殿(小倉)山本源太夫井上弥二右衛門を以被仰聞候ハ、大坂塩屋藤左衛門女房此中爰元へ罷下、御家中ニ有之借金をこい申候へ共、調不申候。(中略)かの女房申候ハ式部殿御取次なく候て、御ひろまへ詰申上可申由、申候、又、中津へも御状参候間、上申儀不成候ハ、中津も上可申由、申候、(後略)」⁽⁴²⁾の如く、商人より家中への貸付銀取立の為に藩の力をかりようとしているのである。このような状況がくりかへし現れるとすれば上方よりの家中借銀については、取

立の都度藩の介入を要する事となり、家中の者が直接に上方商人から借銀に及ぶ事は、甚だ困難とならざるを得ない。従つて、藩及び家中としては、自己の知行地（藩主蔵入地及び、給人知行地）よりの収入のみによつて領主的再生産維持が困難となる場合——例えば、普請課役、江戸参府等の為の多額の出費の場合——何等かの形で領内領外の商業資本（特に領外資本、具体的には上方商業資本⁴³）に依存する事が必要となるのであるが、一般家中と上方商業資本との貸借関係が前記の如き状況に立至るならば、藩としては金融逼塞打開の何等かの手段を取る事が必要となる。このような目的の為に行はれたのが家中「惣銀」借入の為の「袖判」である。即ち、

「一、寛永五年之惣銀之御袖判式枚、同六年の御袖判式枚、中神与兵衛被請返ニ付、御前へ被差上候処、御判御けし被成御出候を、則中神与兵衛ニ相渡シ、御家老衆御判を御けし候様ニ可被仕通申渡候事。」⁴⁴

「一、林久太夫、中間市太夫上方ニ而惣銀相調候て、今日罷下候事。」⁴⁵

右によれば、惣銀の御袖判は家老連判の借用状に藩主の袖判を加へたものであつて、その借用先は上方であつた事が判明する。而して、このような袖判借用状による上方資本の利用は、家中一般に対して無差別に可能であつたかと云うに、上級家臣を除いては、個人的に袖判を申し請けた例は存しない。⁴⁶一般家中にとつて、個人として上方借銀の途は事実上不可能に近いものであつたのではないかと考えられる。前述した、大坂商人小倉屋、塩屋等の対家中貸銀も、小倉屋が細川藩御蔵米の引請商人であつた事を考えれば、両者共に細川藩との何等かの特殊関係にあつたものであり、その関係の存在によつて、家中借銀が可能になつたものと考えられる。一般家中の置かれた状態が右の如くであつたとすればここに藩の貸付米——上方金利に比して著しく高利の——が存在し得た理由の一つが存する。⁴⁷

貸付米の種類は、臨時的恩恵的に主として上級家臣、及び側近者等を対象として為されるものと、知行高、扶持米切米高に依じて一般的に貸出されるものとに二大別される。前者の例として、南条左衛門尉（元和九年、知行高参千石余、与

外)が寛永貳年(五拾石)、寛永四年(二百石)の両度に「私知行所山中故津出不罷成ニ付」⁽⁴⁸⁾の理由で貸米を受けている。後者の中で知行取を対象とするものについてはその貸米の基準額の判明している年度は、寛永元年と同五年にいずれも知行高百石に付て米三拾石宛であり、寛永貳年には二十五石である。同年の借用状の一例を示すと、

「国東郡於富来浦ニ被借下御米之事

合式百五拾石者茲懸斗也

知行高千石分

百石ニ付式拾五石宛

右ハ来年之秋加四和利返上可仕所如件。

寛永貳年十二月十八日

伊藤金左衛門尉

助進印
刑部印
清右衛門印

金左衛門知行所へ参候間、我等判仕候

伊藤 又五郎

松 本 彦 進 殿

豊 岡 甚 丞 殿⁽⁵⁰⁾

右の如くである。尚、寛永元年に於ては「御留守居衆御貸米廿五石宛ニ相究候事」⁽⁵¹⁾との記事が存し、役儀負担(幕府御手伝普請課役、藩主参府随行等)の軽重により貸付基準に区別が存したものの如くであるがその詳細は明らかでない。再び引用した借用状にかへつて知行高千石の者が利米四割の米式百五拾石を借用すれば、来秋返弁すべき元利米合三百五拾石となり、これは、知行高の三五%に当り、免四ツと仮定した場合に物成高の八七%強に当る。ここで考慮せねばならぬ事は、このような過大な貸付米元利の返弁が給人の生計に与える影響である。次の例は貸付米返弁が給人の再生産維持に与える影響が甚大であつた事を示している。「一、横山作兵衛知行当物成、返上米ニ不足仕候由、書付懸御目申処、物成無之候へハ当年ノ切米を遣知行ニ当廿石かし可申旨ニ候事」⁽⁵²⁾このように知行物成が貸付米返上の為に皆無となつた場

合には更に、幾何かの貸米が与へられるのであるが、ここに至ればもはや給人の領主的再生産は貸付米の存在なくしては破綻する他ない。貸付米は給人にとつては必要不可欠のものとなるのである。同時にこの事は給人知免相の高率化と他借米銀の利用とに結果し、知行地荒廃と他借米銀の累積は給人の役儀負担力は著しく弱体化せざるを得ない。即ち、忠利の書状に、

「（前略）

一、来年役儀不成訴訟有之ものハ知行当所務共上候へと、年寄共へ申遣候可得其意候事」とあるのは給人の役儀負担力が著しく低下している事実の存在を示している。更に、

「一、上野左右馬助知行日ニ焼其上年々不足米有之ニ付知行所ハ一粒も米取申儀無之、確うへニおよび申仕合候間、如何様とも被仰出儀など候ハハ承度候、左も無之候ハハうへニ及申候間、せはらをもやぶり申も可有之候間、一たん御ととけ申由被申候」とあるのは、給人経済の破綻の事実を示している。かかる状態に立至つた場合、当然給人経済の縮小化がなされる。即ち、「一、物成無之知行之分ハ御ふち方かしほと高にて引渡残分ハ御蔵納同前ニ御内検可被申付由（後略）」右の「御ふち方かし」とは

「一、三ヶ月ニ六石宛のふちかたかしの外ニ過分に取こみ仕候もの多く有之由、此分者何時茂五和利に取可申候、取立奉行ニ可申付候事。

寛永五年八月十二日」とある規定を指すのである。

経済規模縮小化による給人経済の復旧、再生産構造の安定策は、一般家中の場合には右に示した扶持方かしによつて行はれるのであるが、上級家臣の場合は、藩権力を利用した家政整理の手段がとられた。それは藩主袖判借用状による上方借銀の利用と、藩主よりの賄米下附と諸払残米を藩を通じて貸付ける事を主要な内容とするものであつた。一例として知行

高二千石の志水伯耆の「差引払方之目録」を示すと左の如くである。

「志水伯耆知行物成並諸運上銀米他借共ニ差引払方之目録

寛永貳年分

(イ)一、千貳百五拾七石七斗五舂二合

知行貳千石物成延口米共ニ高二付四ツ九分九リン一毛宛

内 払 方

(ロ) 千九百七拾貳石八料八合壹勺貳才

運上米他借米共ニ

(ハ) 内八百四拾石

御かし米元六百石四わり付

(ニ) 八拾六石貳斗

御懸り米

(ホ) 百三十七石貳斗

御懸り銀貳貫七百四十四匁代米石ニ付二十め宛大坂双場ニ

(ヘ) 貳百八十八石

江戸借金元利九十六兩銀ニ直シ五貫七百六十め壹兩ニ付六十めか

(ト) 五百六拾貳石一斗六舂六合一勺五才

(元和七年)
元七ノ暮御袖判を以元六貫目借用四ヶ年壹わり七歩ニ付ニ元利

拾壹貫貳百四十三匁三分貳厘三毛ノ代米石ニ付廿目宛大坂双場ニ

(チ) 五拾九石貳斗四舂壹合九勺七才

右三口九百八十七石三斗六舂六合一勺五才運賃六分ニ

(リ) 差引ニ元七百拾五石七舂六合壹勺貳才

銀子ニ元拾壹貫九百拾七匁九分三リン五毛但百目ニ付六石替

(右之裏ニ御書判アリ)
(忠利)

豊前細川藩の「借米」について (桑波田)

寛永三年分

(ヌ) 一、千貳百五拾七石七斗三舛貳合

内 払 方

知行二千石之物成延口共ニ当り右同

(ル) 九百壹石壹斗四舛五合七勺三才

運上米他借共ニ

(ヲ) 内七百七拾四石六斗六舛五合七勺八才

寛貳払残米壹和利七步銀ニテ買調返上仕ニ付元利拾三貫九百四十

三匁九分八リン四毛ノ代米石ニ付十八匁宛大坂ノ双場ニ

(ワ) 四拾六石四斗七舛九合九勺五才

右之うんちん米六歩ニ

(カ) 八拾石

御懸り銀代米御懸米共ニ

(ヨ) 三百五拾六石五斗八舛六合貳勺七才

寛四ノ借付可仕分

寛永四年分

(タ) 一、千七百五拾六石九斗五舛貳合七勺八才

寛四秋ノ物成借付米取立

(レ) 内四百九拾九石貳斗貳舛七勺八才

右寛三ノ残米借付置四わりをくわへ如此也。

(ツ) 千貳百五十七石七斗三舛貳合

知行貳千石ノ物成延口米共当り右二同

内 払 方

(ッ) 八百拾九石六斗五舛七合八勺四才

運上米他借共ニ

(ネ) 内百六十石

御懸り銀代米御懸り米共ニ

(ナ) 四百四十八石八斗

先年ノ他他借米元ニテ返并可仕分

(ラ) 百九十八石九斗一舛六合八勺五才

自他借銀三貫五百八十八匁五分三毛ノ代米石ニ付十八匁宛大阪双場

(ム) 拾壹石九斗三舛五合壹才

(ウ) 而九百三拾七石三斗九勺四才

寛永五年分

(キ) 一、九百三拾七石三斗九勺四才

内 払 方

(ノ) 五百三拾五石六斗八合

(オ) 内四十式石五斗四舛

(ク) 五拾三石式斗六舛八合

(ヤ) 式百四十四石八斗

(マ) 百九十五石

(ケ) 而四百壹石六斗九舛式合八勺四才

(フ) 此利百六十石六斗七舛七合一勺八才

(コ) 一、千式百五拾七石七斗三舛二合

(エ) 三口合千八百式拾石壹斗式合式才

内 払 方

(テ) 式百四拾式石

(ア) 八拾石

ニ

右ノうんちん六歩ニ

寛五ノ賄米かし付米ニ可仕分

右寛四残り米

賄米

味噌醬油酒炭ノ入目

紙油薪屋根繕入目

上下九十壹人ノ賄馬式疋ノかい料共ニ

召仕申者七十七人ノ取替壹人ニ付式石五斗宛壹人ハ五石也

是者春借付可申分

四わり

知行式千石物成延口米共当り右同

召仕申者切米右借付米引残分

御懸り銀代米御懸り米共ニ

(サ) 猶、千四百九拾八石壹斗貳合貳寸

右残米を以寛永六年之春、御役儀並賄其外万事仕廻可申積ニ而御座候間、此等之趣可然様ニ御披露奉願候、以上。

寛永貳年十月廿八日

志水伯耆判

西郡刑部少輔殿

浅山清右衛門殿

横山助進殿

覚

一、当十一月、寛永四年之暮迄之御賄被仰付被下候様ニと申候、積リ之儀、御意次第ニ可仕上由之事。

一、御袖判を以、銀子積拾壹貫目余借用之事。

一、寛永三、四両年者払残米四和利ニ、借付可被下候事。

一、寛永五年之春、自米を以賄成申候事。

一、寛永六年、ハ何篇手前ニ而仕舞可申由候事。

(右ノ裏ニ御書判有) ⁵⁹⁾

(数字の上の符号は筆者が附した。)

右の引用中の終りにある「覚」は、志水伯耆の要望を惣奉行三人が藩主の決裁を得る為に作製したものである。さて、この史料から知り得る事は大凡次の如くである。

一、(イ)(ヌ)(ソ)(コ)の各項は、志水伯耆の知行二千石の物成高であるが、その免相は殆んど五ツに近く、細川藩の「御知行被遣」場合の計算が免四ツを基準的数字としているのに比して、著しい年貢徴収率である。

二、(ホ)(ハ)(ト)(チ)(ヲ)(ワ)(カ)は、いずれも大坂にての米売却とその運賃米である。五六百石以上、の年貢米売却が

大坂に於てなされる予定になつてゐる事は、四、と考へ合せて、中央市場大坂の全国の商品流通組織の中に於ける地位を示すものである。

三、(ヲ)の説明にある元利拾三貫余は、(リ)の七百拾五石余の代銀拾貳貫九百余匁に当るのであるが、それは末尾の「覚」第二項にある袖判を以て借用する銀子に相当する。而して、それは(リ)(ヲ)の比較により寛永式年度の払残米を買調へる為の代銀である事が判明する。この事は(リ)が、(ハ)と(チ)までのどれとどれに相当するかは不明であるにしても、とにかく(ハ)と(ホ)を含んでゐる。——即ち、对藩借財の性格の負債を清算する目的の為に、袖判借用銀がなされたと考へられる。

四、(リ)に於て、銀百匁 \parallel 六石、(へ)に於て銀百匁 \parallel 五石、(チ)に於て銀百匁 \parallel 五・五五……石の数字を比較すれば、小倉と大坂の米価の高低と、大坂の金利の安さが、即ち、小倉と大坂の米価差額と金利高低を利用する事が、計画遂行の要点となつてゐる。

五、(ナ)に寛永三年分の他借米が存するが、それは、利米の記載がなく、かかる有利の他借米が小倉に於て可能と考へられていた事。

六、同時に、(ヲ)の他借銀は大坂に於てなされる事になつてゐるが、これは四、に示した上方借銀の金利の安さの利用であり、前項五、と対照的である。

七、而して、五、六の他借米銀は、寛永三年度の志水伯耆家の生計を、「覚」第一項の「御賄米」と共に支えるものである。

八、(ノ)と(マ)、(テ)は、知行二千石の上級家臣志水伯耆家の年間生計費の最低限を示すものである。(家族十四人、家臣七十七人、馬二匹の規模を有する。)

九、又、(テ)の合計約七百七拾七名は、免四ツ九分九厘余と仮定した場合の知行物成高（(イ)、(ヌ)、(ソ)、(コ)）の約六十二%に当る。(ノ)、(テ)が、年間生計費の最低限を示し、(イ)、(ヌ)、(ソ)、(マ)の各項が、標準的免相よりも高率の年貢徴収率を示しているのだから、現実の問題として考へた場合に、前者は増加の傾向を有し、後者は減少の可能性を有する。従つて、年間生計費の知行物成中に占める比重は増加する。（仮りに免四ツの場合に、生間生計費をそのままとすれば、物成の約九十一%に当る。）この事は、給人の経済的窮乏は本来的なものである事を意味する。

十、(マ)、(テ)により、志水伯耆召仕之者（志水家々臣）に対して、志水伯耆より借付が行はれる事になつてゐる。

十一、「覚」第三項は、藩の貸米制の利用であり、(ヨ)、(タ)、(ウ)、(サ)それが志水家々政整理遂行の重要な条件となつてゐる事。

以上、十一点を羅列したが、一、四、五、六、十一の各点が志水家々政整理計画を支えているものと思はれる。この計画が、その通り実行可能であつたか否かは、一、に示した著しく高い免相が計画遂行の重要な条件になつてゐる事。「

覚」第一項の「御賄米」の量の如何によつては、(ナ)、(ラ)の量が異つてくる可能性が生ずる事、同時にそれは、寛永四年度以降の数字に變動を与へるものである事等により、甚だ疑問であるが、ともかくも実行に移された事は「志水伯耆寛式、八九十月三ヶ月ノ賄米ワタリ過故、取立可申由候由、善兵衛を以、甚丞彦進ニ申渡候事」とあるによつて知り得るが、その結末については残念ながら、何等知る事を得ない。

次に、扶持、切米取の下級家臣を対象とする貸米については、

「一、江戸御供衆ニ切米、来年の御かし米相渡可申候。其内ニ米廻りかね候ハハ、先、かし米を渡、用意可申付候、切米は霜月十日ノ内ニ可相渡通を、筈を取可相渡候、妻子ニあて置可申との御意、但、切米かし米一度ニ請取可申と申者候

ハハ、相渡可申候、御銀をかり候ハハ、御かし可被成旨候、(後略)〔⁶¹〕

とあるにより、知行取と同じく「借米」の行はれた事を知り得る。

借米の取立は、藩の行政機構に依つて行はれる事は前述したが、知行取の場合は惣奉行↓郡奉行↓借米奉行の経路によつて知行物成の差押がなされた。「借米奉行衆米被請取れ様ニ可被申渡候、わきへも、給人手前へも出し不申様ニ堅可被付申候。(後略)〔⁶²〕とある如く、借米取立は給人の知行物成徴収権の一時的停止を伴つたが、知行地の免相決定権は給人の行使する所であつた。⁶³ 扶持切米取の場合は勿論、扶持米切米の給付時に差押への手段がとられた。⁶⁴ 而して、年々豊凶、幕府御伝普請の有無等により、取立に手加減が加へられ、利分のみを取り元分は据置く等の措置がとられた。⁶⁵ 又、

「一、御切米取衆御用ニ付上下之時、舟破損仕身から斗助申者之儀、御借米銀共ニ本借之分御損ニ立可中ニ相定候事。但、御切米高拾石ニ米三石銀二十目宛也」⁶⁶

「一、御長柄之者老人、七月病死仕候、此御貸米御損米ニ成可申哉と、小頭尋ニ參候、御損米ニ可成の事。〔⁶⁷〕

右に依れば、御用中の被災、或は病死等に就いては棄捐の措置がとられたが、これは扶持切米取のみであつて、知行取の場合は如何に措置されたかは、史料的に明確でない。

四

以上、豊前細川藩家中に対して行はれた「借米」について大要を述べたが、該制度の始期、変遷等についての考察を欠如するものであり、「借米」と家臣団負担(知行懸米、惣銀)の量との関係についても及び得なかつた。

「借米」の本質的性格、藩財政との関係等については、更に多面的な考察を必要とするのであるが、他日を期したい。

只、以上の記述を通じて云い得る事は「借米」が必ずしも家臣団の経済的窮乏に対する救恤的な意味のみに於て存在し

たものではないと云う事である。藩主以外の元米所有者の存在はそれを立証するものと考えられる。

第二に、本稿に取扱つた時期——元和末年と寛永初期——の細川藩家中領主的再生産は、自己の知行所務米のみによつては完結し得ず、ここに「借米」の存在理由の一つがあると云い得る。

註 (1) 九州史料叢書「黒田御用記」一四四頁

(2) 九州大学九州文化史研究所架蔵、三奈木黒田家文書

(3) 大日本古記録、梅津政景日記七、八九頁

(4) 御触書寛保集成、八四六〜八九〇頁、

(5) 「奉書」寛永三、二、二二、北岡文庫蔵（以下、「奉書

「日帳」「御旧記抜萃」上下、「御印並御書出之写」、

「部分御旧記」、「覚書」、「御郡への文案」、「御侍帳

「（元和元年）「相談帳」はすべて北岡文庫蔵である、）

(6) 「日帳」寛永四、正、九

(7) 「御旧記抜萃」（年末詳）卯月十二日、（中津衆）魚住

伝左衛門宛、忠利書状

(8) 「奉書」寛永七、十、五

(9) 「覚書」元和九、九、十三

(10) 「日帳」寛永八、壬十、二七

(11) 「奉書」寛永七、五、十六

(12) 「御印並御書出之写」

(13) 「御印並御書出之写」

(14) 「日帳」寛永元、九、十二

(15) 「日帳」寛永三、十一、十

(16) 「御侍帳」（元和九年）

(17) 「御郡への文案」寛永七

(18) 「御印並御書出之写」

(19) 「御印並御書出之写」寛永三、十二、十、九

(20) 「御印並御書出之写」寛永二、十九

(21) 藩内諸鉾山の売米に関するものとして、左の史料がある。

「如此書付可被申付事

一、探銅所御金山御用之御米古米無御座候ハ、新米払可申哉之事

古米新米ニテハ米無之ハ判丁銀百目ニ付五石式斗、絃懸斗ニ而売候ハハ買可被申候事

一、同御金山ニ御米無之候ハ、町人売米聞立買可申哉、米之双場付被成可被下候事。御藏納早田米ニテ不足候ハハ中津御給人ノ外ニ米早く出来申候御給人地分取立可被申事。

一、御給人方はやわせ出来候ハハ同御金山へ納可申哉之事（後略）「覚書」元和九、八、十五

(22) 「御印並御書出之写」

(23) 佐々木潤之介「幕藩制における畿内の地位について」一橋論叢四七卷第三号

(24) 一九六二年度歴研大会近世史部会研究報告「第一段階から第二段階への移行」

(25) 「御郡への文案」寛永五

(26) 「相談帳」寛永四

(27) 「日帳」寛永三、十一、二一

(28) 「御旧記抜萃」元和九、七、九、忠利書状

(29) 「御奉行書横目日帳」元和十、三、十七、

「一、石寺左兵衛飯銅少内長崎へ被遣候ニ付而何共迷惑仕候間、御借米成可被下由候へハ、御奉行衆御借米之儀下として難成由之返答候事、」

(30) 「奉書」寛三、十一、十四

(31) 「部分御旧記」(御書之部)「寛永五」正月六日 忠利書状

(32) 「本藩年表」上、寛永五年正月の条

(33) 「日帳」寛五、正、二三

(34) 「日帳」寛四、二、七

(35) 「万覚帳」元和十、三、十五、寛永元、九、二

(36) 「日帳」寛永四、正、十六

(37) 「御印並御書出之写」寛永五、八、十二

(38) 「日帳」寛永七、十、九

(39) 「部分御旧記」「元和九年」三月十二日 忠利書状

(40) 「日帳」寛永六、三、十二

(41) 「日帳」寛永六、三、十二

(42) 「日帳」寛永五、二、四

(43) 寛永時期の領内資本が弱体であった事の現れとして、元

和末―寛永初期に行はれた当藩の「新銭」鑄造と発行事業の失敗があげられる。拙稿「豊前細川藩の「新銭」と

「借米」について」(歴研二六四号)参照

(44) 「日帳」寛永七、九、六

(45) 「日帳」寛永元、八、十二

(46) 「奉書」寛永三、四、六の項に長岡勘解由、「日帳」寛永五、四、十二の項に小笠原備前の恩借の記事が見える。

(47) この時期に、北九州地方での利率は一般的に三〜四割であつたようである。岩生成一氏著「朱印船貿易史の研究」二八二―二八三頁の和文投銀表に示された利率は、細川藩内の借米利率と似た数字である。従つて、三〜四割の利率は、上方金利に比しての高利を意味する。

(48) 「御印並御書出之写」寛永二、十、二一

「奉書」寛永四、十二、二七

(49) 「日帳」寛永元、九、二

「部分御旧記」「寛永五年」正月六日 忠利書状

(50) 「日帳」寛永四、正、十六

(51) 「日帳」寛永元、八、二四

(52) 「奉書」寛永五、十一、六

(53) 「部分御旧記」「寛永四〜五年」八月四日、忠利書状

(54) 「日帳」寛永三、十一、二一

(55) 「日帳」寛永五、九、四

(56) 「御印並御書出之写」

豊前細川藩の「借米」について（桑波田）

57 「御印並御書出之写」

58 「奉書」寛永六、二、二八

59 註例参照

60 「日帳」寛永三、十二、二九

61 「奉書」寛永七、十、三

62 「御郡への文案」寛永五、十、四

63 「御郡への文案」寛永六、九、十四

64 「奉書」寛永四、十二、十

65 「部分御旧記」「寛永五年」八月四日、忠利書状

66 「相談帳」寛永三年三月

67 「日帳」寛永元、八、二八

附記

本稿は、文学部箭内教授のおすすめに従って執筆したものである。又、本学経済学部秀村助教は筆者の疑問に示唆を与えられた。両先生の御厚意を深謝する次第である。

尚、本稿は昭和三十七年度文部省科学研究費（各個研究・三木俊秋氏）に依る成果の一部である。

**On the Karimai (借米) in the Hosokawa (細川) Clan
in the Period of Buzen (豊前)**

by Kō KUWAHATA

In the “Kairimai” which Hosokawa clan enforced in the period of Buzen, there were the following aspects.

- (1) From the point of view of vassals, it means a relief measure to lighten the overweight of the military obligations for them.
- (2) And from the point of view of the possessors (the lord of a clan, his kinsmen, his vassals, etc.) of rice to lend, it means something that suggests Suiko (出拳).

Therefore, we shall be able to point out that the seigniorial reproduction of the Hosokawa clan in the beginning of the early modern age couldn't be complete by the real tax only in its estate.